

令和2年

事業主様

(この案内書は受講者へも周知してください。)

林材業労災防止協会広島県支部

伐木等の業務に係る特別教育講習会開催のご案内

労働安全衛生法第59条第3項の規定に基づき、伐木等(チェーンソーを含む)次の業務に従事する者は、標記講習を修了しなければなりません。

については、下記のとおり標記講習会を開催しますので、該当者を受講させていただきますようご案内いたします。

伐木の直径等で区分されていた特別教育が統合され、それに対応した特別教育講習会を実施いたします。

記

1. 対象者

上記の業務に従事する者

2. 開催日及び会場

開催地	開催日	会場	申込締切
三次市	7月30(木)・31(金)日	三次市職業訓練センター (別称：広島北部地域職業訓練センター) (三次市東酒屋町 306-69) Tel 0824-62-8500 右図参照 駐車場あり	定員(40名)に達したとき又は開講日の14日前(該当日が休日に当たる時は直近の平日とする。)に締切りますので、早めに申込みください。
	9月3(木)・4(金)日		
	10月15(木)・16(金)日		
	11月12(木)・13(金)日		



・中国自動車道三次ICから車で約5分

(注) 2日間連続の講習で 開講8時30分、閉講18時40分の予定です。受付は開講15分前からです。

3. 受講料等(1人当たり、税込)

受講料 16,500円 (林災防会員は、13,200円)

テキスト代 円 (テキストは鋭意作成中につき、金額は未定です。)

4. 修了証

修了者には『伐木等(大径木等)労働安全衛生特別教育修了証』を交付します。

5. 申込方法

末尾の申込書に必要事項を記入のうえ受講料、テキスト代を添えて林災防広島県支部へ
 早めにお申込みください。定員に達した場合等は受講出来ませんので、ご容赦ください。

【 申 込 先(電話・FAX) 】

◎ 林災防広島県支部(082-228-5111・082-223-5283)
 〒730-0017 広島市中区鉄砲町4-1 広島県土地改良会館3階
 (広島県森林組合連合会内)

6. その他

- (1) テキストは、講習当日にお渡しします。
- (2) 開講時間に遅れると修了証を交付出来ない場合がありますので、遅刻しないようにしてください。
- (3) 受講料等の返戻はいたしませんので、欠席しないようにしてください。
- (4) 電話の予約申込で、講習日に手続きをする方法は、会場での受付が混雑するのでご遠慮ください。
 申込み頂いた後、受講料・テキスト代金の請求書を送付いたしますので、林災防の口座へお支払い下さい。
 (事前に定員の余裕があるかご確認ください。)
- (5) 1日目学科教育、2日目実技教育で、実技には、作業服のほか手袋等(ヘルメット・防護衣は貸与)をご用意ください。
- (6) 会場にチェーンソーを準備していますが、台数が不足する場合があります。その時は事前に持参のお願いを別途させて頂く場合がございます。
- (7) 当支部発行の刈払機修了証(カード式)をお持ちの方は、伐木等修了証と統合しますので講習会当日ご持参ください。

----- き り と り 線 -----

伐木等の業務に係る特別教育講習会受講申込書

【氏名(字体等)、生年月日等は本人に確認のうえ正確に記入してください】

林災防 広島県支部 殿
 受 講 料 _____名分_____円及び
 テキスト代 _____名分_____円を
 添えて申し込みます。

事業場名	
郵便番号	
所在地	
担当者氏	

	フリガナ 氏 名	生 年 月 日 昭 平 年 月 日生	現 住 所	
受講希望 月 日～日			〒	-
月 日～日		昭・平 年 月 日生	〒	-
月 日～日		昭・平 年 月 日生	〒	-